

平成29年第4回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年4月26日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	4月26日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	4月26日 10時57分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	知 念 一 吉 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 知 念 一 史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	新 城 米 広 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	会 計 管 理 者	宮 里 政 喜 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	公営企業課長	東 江 民 雄 君	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君
	商工観光課長	万 寿 祥 久 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医療保健課長	大 城 強 君	農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	島 袋 英 樹 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成29年第4回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年4月26日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		議席の指定
第2		会議録署名議員の指名（10番 名嘉 實・11番 内田竹保）
第3		会期決定の件
第4		議長の諸般の報告
第5		村長の行政報告
第6	承認第1号	専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第7	承認第2号	専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第8	承認第3号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第9	議案第33号	平成29年度伊江村一般会計補正予算（第1号）
第10	同意第2号	副村長の選任について

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成29年第4回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定を行います。

このたびの村議会議員補欠選挙によって当選された知念一吉議員の議席は、伊江村議会会議規則第4条第2項の規定によって、議席番号6番に指定いたします。

知念一吉君は、本日は初の議会出席となりますので、御挨拶をお願いいたします。

6番 知念一吉 議員。

○ 6番 知念一吉 議員

おはようございます。村長はじめ役場の職員の皆様、そして議員の先輩の皆様、きょうから初めての議会となりました。これから伊江村発展のために魅力ある島づくり、村長のサポートとして、そして協力していきたいと、頑張っていこうと思っています。どうか皆様よろしくをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 名嘉 實議員、11番 内田竹保議員を指名します。

日程第3 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第4 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査の結果報告及び意見書、並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月検查出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されています。

次に、私の主な出張について、報告をします。

4月24日、平成28年度北部市町村議会議長会会計監査が名護市の北部会館で開催され出席いたしました。

4月11日、村議会議員補欠選挙が告示され、知念一吉氏の1名の立候補により無投票で知念一吉氏が当選いたしました。よって、伊江村議会委員会条例第7条第4項の規定により、知念一吉議員を総務常任委員に選任いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 村長の行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

おはようございます。第4回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、10名の全議員の出席を賜り、まことにありがとうございます。

特に先の議員補欠選におきまして、当選をされました知念一吉議員におかれましては、今回が初議会となります。先ほど、御本人からの挨拶にもありましたとおり、本村の発展と村民の福祉向上とともに頑張っていきたいと思っておりますし、また一吉議員の今後の議員としての活躍に御期待を申し上げたいと思います。それでは行政報告を行います。

1点目、伊江島一周マラソン大会の開催について、御報告を申し上げます。4月8日日曜日に開催をいたしました第25回伊江島一周マラソン大会は、2,221人が競技に出場し、2,060人が完走をし、92.8%の完走率でございました。時折、小雨が降る中での大会となりましたが、会場内並びに沿道での多くの村民の応援により大会を盛り上げていただき、成功裏に終えることができました。開催に御協力いただきました大会役員、ボランティアの皆さん、並びに御支援いただきました協賛企業の皆さんに心からお礼と感謝を申し上げます。

2点目、伊江島ゆり祭り観光ゲートボール大会の開催について、御報告を申し上げます。4月18日、19日の両日間、村多目的屋内運動場において、村外から5チーム、村内から15チーム、合計20チームが参加をいたしまして第8回の伊江島ゆり祭り観光ゲートボール大会を開催いたしました。各試合で熱戦が繰り広げられ、決勝戦は本村の東江前Aチームと、浦添市ホルト会の対戦となり、見事地元の利を生かして東江前Aチームが優勝をしております。3位は川平Cチームでございました。毎年ゆり祭り観光にあわせて、大会に参加いただいている村外チームの皆さんに感謝を申し上げますとともに、大会運営に御協力いただきました沖縄県ゲートボール連合会役員の皆様をはじめ、伊江村老人クラブ連合会の皆様に心から感謝を申し上げる次第でございます。

以上、2点で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 島袋 義範 君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題とします。

本件について、提案理由の報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ここに表記のとおり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村の税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました本村の税条例について、同条の第3項の規定に基づき承認議案として提案をしているものでございます。内容、詳細につきましては、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

それでは新旧対照表をもちまして御説明いたします。新旧対照表をよろしくお願いたします。

1ページ、第33条から2ページの第34条の9におきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、課税方式を決定できることを明確化する規定の整備を行っております。

36条の2、3ページでございますが、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利法人」に名称を変更する規定の整備を行っております。

61条及び63条の2におきましては、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定の整備と、居住用、超高層建築物いわゆるタワーマンションでございますが、タワーマンションに係る税額の按分方法について、現行の区分所得に係る家屋と同様、区分所有者

全員の協議による補正方法の申し出についての規定の整備を行っております。

4 ページ、63条の3及び、5 ページの74条の2におきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度に限り、所有者の申し出により、従前の供用土地に係る税額の按分方法と、同様の取り扱いを受けるようにするための規定の整備を行っております。

6 ページ、附則第5条では、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備を行い、第7条の3の2では、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間を2年間延長する規定の整備を行っております。

続きまして、新旧対照表の7ページでございますが、8条から10条の2までは肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定の整備と、新築住宅等に対する耐震構造改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減免を受けようとするものが、提出する申告書についての規定の整備を行っております。

11ページの第16条から第16条の2におきましては、軽自動車税のグリーン化特例についての適用期限を2年延長する規定の整備を行っております。

14ページの16条の3及び17条の2におきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡取得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他事情を勘案して、課税方式を決定できることを明確化する整備と、優良住宅の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定の整備を行っております。なお、附則といたしまして、平成29年4月1日からと定めております。また、経過措置といたしまして、住民税に関する改正後の伊江村税条例の住民税に関する部分は、平成29年度以後の現年度分の個人住民税に適用し、平成28年度分までは、なお従前の例によると定めております。

以上で、専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題とします。

本件について、提案理由の報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求め

ることについての提案理由を御説明申し上げます。

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要がありますが、同条例の改正についても議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条の第3項の規定に基づく提案でございます。詳細については住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

これも同じく新旧対象表をお願いいたします。今回の改正につきましては、先ほど村長から説明がありましたとおりでございますが、山村振興法第14条の改正におきまして、沖縄振興特別措置法第9条が改正されております。それに伴いまして課税免除に関する条例の一部の改正を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

対象表1ページの3条及び4条におきまして、課税免除期間を平成29年3月31日から、平成31年3月31日までと2年間延長する規定の整備を行っております。附則といたしまして、施行期日を平成29年の4月1日から適用すると定めております。また経過措置といたしまして、平成29年3月31日以前に改正前の固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前によると定めております。

以上で、専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決いたします。お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、ここに表記のとおり地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分を行い、同条第3項の規定により、承認第3号として提案をしているものでございます。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

新旧対照表をお願いいたします。対照表1ページをお願いいたします。第21条第1項第2号におきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の26万5,000円から27万円に改める規定の整備を行っております。

続きまして、2ページをお願いいたします。同じく21条第1項第3号におきまして、2割軽減の対象となる世帯の所得の判定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の「48万円」から「49万円」へ改める規定の整備を行っております。

附則といたしまして、平成29年4月1日から施行日を定めております。また、適用区分といたしまして、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の現年度分の保険税に適用し、平成28年度分までは、なお従前の例によると定めております。

以上で、専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて採決いたします。お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第33号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第33号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,101万円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、各担当課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君 歳入1ページでございます。

15款2項6目特定防衛施設対策交付金、2節まちづくり支援事業補助金につきましては、教育委員会から建設課への事業実施移行により、10款教育費より、8款建設課へ組み替えしたことによる増減なしの補正であります。以上です。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入2ページでございます。19款2項1目財政調整基金繰入金、細節1の財政調整基金繰入金につきましては、6款農林水産業費、10款教育費の歳出予算増に伴う一般財源不足を補完するための2,101万円の増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出1ページでございます。6款1項3目農業振興費は1,677万円の増額補正でございます。細節1083の花弁振興対策事業（推交）は、沖縄県花卉園芸農業協同組合、太陽の花が沖縄振興特別推進交付金事業により、冷蔵輸送車2台と、スプレー菊専用の自動結束機付重量選別機2台を整備する事業の補助金でございます。当初予算では、交付金の配分の関係で、冷蔵輸送車は1台分の予算措置でございましたが、あと1台分の予算確保も図られる見込みとなったことと、特殊車両であることから導入までの期間を要することから、早期での予算措置が必要になったための増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

歳出2ページ、8款土木費、1項土木管理費、2目特別事業対策費、9節旅費9万円、11節需用費35万円、12節役務費18万5,000円、13節委託料2,381万円、14節使用料及び賃借料123万7,000円、15節工事請負費9億円、先ほど歳入で説明しました教育委員会より、建設課への事業実施移行による増額補正であります。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

歳出3ページをお願いいたします。10款教育費5項3目文化財保護費424万円の増額でございますが、お配りしてある資料をごらんください。総合運動公園野球場整備工事におきまして、赤土流出対策のための浸透池を工事する際に、試掘調査を実施したところ、遺物が発見されました。これによりまして発掘調査を行う必要が生じたので、細節1248. 埋蔵文化財発掘調査事業にて計上してございます。7節賃金366万円の増設でございますが、15人掛ける2カ月分の賃金でございます。11節需用費、25万円の増額でございますが、スコップやジョレンなど、発掘作業に必要な消耗品の補正でございます。14節使用料及び賃借料33万円の増額でございますが、発掘作業の際、重機を使用する場面もございますので、その重機使用料と発掘現場の測量をするための測量機器の賃借料でございます。

歳出4ページをお願いいたします。6項2目体育施設費のマイナス9億2,567万2,000円のマイナス補正でございますが、先ほど建設課参事からの説明のとおり、組み替えによる減額でございますので、割愛させていただきます。

以上で、平成29年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごと質疑を許します。15款国庫支出金、1ページ。〔「進行」の声あり〕

2ページ、19款繰入金。〔「進行」の声あり〕

歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

歳出、款ごとに質疑を許します。1ページ、6款農林水産業費。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出1ページ、3目の農業振興費に関して質疑します。当初、花ロボ2台、そしてトラック1台ということで、平成28年度で一括交付金の事業の芽出しと、最初の説明で平成29年度予算で予算措置していただきました。村当局の御努力のおかげをもちまして、当初のトラック1台からトラック2台に一括交付金で計上していただきましたことに感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

私もその花卉農家になりますが、トラック2台を導入することにより、一段と輸送力が上がることが目に見えてまいります。それに関連して花卉選花場のほう、2台花ロボ、今回導入の予定になっております。今現在7台入っておりますが、そして新たに2台追加ということで、その作業場が大分手詰まりになっております。前回も村長のほうにも関連する皆さんから要望もあったと思いますが、選花場というのは、北部振興策、多分北振で事業計画されて、施設が建設されたものと私は覚えております。その施設が今現在、大分小さくなっておりまして、花ロボ導入するに当たって、すぐの計画は難しいと思うんですが、平成29年、平成30年ごろに規模拡大と、その面積というんですか、屋根のかかる面積をどうにか伸ばしてほしいというのが再度、利用者の要望も出ております。どうかその導入をありがたく思っております。しかしながら、さらなる施設の拡大も必要だということも認識してもらって、施設の拡大もどうにかできないか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

現在の施設について、新しく2台導入したら、手狭になるということで、その拡張が必要になってくるのではないかとこの質疑だと思っておりますが、今後、花卉生産につきましては、地下ダム等の水の整備もどんどん進んでいって、さらに拡大していくことを期待しているところであります。それらによって、生産がさらに増え、さらにこの施設が手狭になっていくというような状況を考えていく中では、それらの施設の整備も必要になってくるかと思っております。今後、組合との調整、その生産状況等も踏まえながら、一緒に考えていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

次歳出2ページ、8款土木費。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

総合運動公園整備事業については、当初、政策調整室が担当でした。その後、教育委員会に移って、今回は建設課、土木費に移ると。担当がくるくる変わる理由は何かということが1点。

それから細節のほうで、総合運動公園事業ということで書かれているんですが、総合運動公園事業には、

整備事業にはいろんな施設があるわけです。この細節のほうでは、総合運動公園のどの部分なのかということを書いていただきたいのですが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

まずはこの総合運動公園につきましては、議会の皆さんも御存じのとおり、基本計画から始まりまして、実施設計ということで、計画の段階におきましては、補助事業先との関連もありまして、政策計画の段階で政策調整室で担当させましたということであります。そういうところで計画が終わった時点で、実際に実施設計、実施に入っていく段階におきましては、社会体育施設であるということからの考え方で、教育委員会のほうに事業を実施の段階で移したわけでございます。

しかしながら、実際に実施に始まったことと、そしてまた平成29年度には、教員宿舎の計画をやっていきたいということもありまして、現教育委員会の陣容でもって非常に業務的にハードであるというところがありましたので、実際に建設現場を担当する建設課に移したほうが、より事業がスムーズにいくということもありまして、今回建設課のほうに担当を移しました。そして予算上、予算の管理の面から考えても、やはり担当課に土木費にその予算があったほうが、非常に執行の面や調整がやりやすいということで、今回、そのようにさせていただいたわけであります。ということで、ひとつそういった面の御理解を業務上の問題でありますので、何ら実施に当たっての支障はないというふうに思っておりますが、横の連携、そして今後より密になっていく事業になりますので、実際に技術屋がいる建設課に移したというところを御理解をいただきたいと思えます。

そしてただいま、各説明、節の細節のところの総合運動公園整備事業につきましては、今後財政担当と予算の入力の面で、括弧書きで（野球場）とわかるように、今調整をしながら、できるだけ皆さんにわかりやすいように、説明の欄を調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

次歳出3ページ、10款教育費。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

3ページの細節1248. 埋蔵文化財発掘調査事業において、この事業は当初予算に計上することは不可能だったのか。

そしてめぐりまして、4ページの総合運動公園のこの利活用についてなんですが、これ確認です。最近ちょっと小耳に挟みましたけれども、この児童生徒、学校教育法には、児童生徒には、この人工芝でのプレイということではできないということがあるようですけれども、その辺聞いて教育長と、この埋蔵文化財は、当初予算で計上できなかったのかですね。この2点をお願いします。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

1点目の当初で予算化できなかったかということでもありますけれども、当初、ボーリング調査をやったときには、そこからこの貝塚の遺物等について、出てきておりませんでした。それで今回、工事、年度に入って工事前に、試し掘りをしたところ、出たものですから緊急に発掘をしないと工事の工期に支障を来すということで、臨時議会のほうで対応させていただいております。

2点目については、情報不足で今、答えることができなくて申しわけないと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

皆さんは今、提出されている図面を見ますと、この場所は昔から碑が建っていた場所ではないですか。県指定史跡という、恐らく予測できたんじゃないですか。そして財源も予測できたならば、事業導入ということもあり得た。丸々一般財源ですよ。

そして2点目の、この運動公園の利活用については、もう一度正確に今で調べてくれませんか。大事なことですよ。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

県指定の場所につきましては、今オレンジのほうで図示しているところであります。その右隣、これからいいますと北側のほうは、道路敷きになっておりまして、以前、道路をつくるときに、ここについては、ある程度、遺物が混在、破壊もあって、道路も認められておりますので、ここについてははすぐに出るかどうかは不明でありました。それとボーリング調査をしたときにも、出ておりませんので、今回計上は、当初で計上はしておりません。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時42分)

再開します。

(再開時刻10時45分)

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

今回の野球場に関しては、内野、外野、人工芝ということで設計時点で採用して、来年度2期目の工事で人工芝を張りつける予定であります。先ほど児童生徒の使用ができないということなんですけれども、その辺に関しては、メーカーのほうからは児童生徒の使用ができないということは聞いておりませんので、その辺は児童生徒も十分使用できるということで、認識をしております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時46分)

再開します。

(再開時刻10時47分)

歳出、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第33号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時48分)

再開します。

(再開時刻10時49分)

日程第10 同意第2号 副村長の選任について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

同意第2号 副村長の選任についての提案理由を申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了による提案でございますが、現名城政英副村長は、平成25年の5月2日から、任期が平成29年5月1日までとなっております。これまで1期、私を支えて職員を統括して、副村長の役職を立派に果たしたというふうに思っておりますので、引き続き、伊江村字東江前620番地の5、名城政英、昭和30年9月10日生まれを副村長として選任をしていただきたく、ここに同意第2号として、提案をしていますので、よろしく願いをいたします。任期は平成29年5月2日から、平成33年の5月1日までの4カ年でございます。ぜひ、御審議よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

この同意第2号の原案につきましては、私は同意するに当たりまして、少しだけコメントをさせていただきたいと思います。去る4月16日の44年ぶりの伊江村村長選挙に圧勝し、第32代伊江村長に再選されました現職の島袋秀幸村長、まことにおめでとうございます。心から祝福をしているところでございます。伊江村民の期待に応えるべく、粉骨砕身職務に邁進されますことを強く希望をいたします。4月18日の当選証書付与式での照屋伊江村選挙管理委員長の御挨拶の中で、少数意見にも耳を傾け、真摯に対応することが為政者の根幹であるとの意味合いの御挨拶がありました。私は近年、まれに見るすばらしい挨拶だと思います。そして私は心から感銘を受けているところでございます。どうぞ、島袋村長には、このことを肝に銘じていただければ、2,184人の中の1人として、幸いに存ずるものであります。

ただいま御提案いただいております同意第2号 伊江村副村長選任同意については、原案に賛同することに当たって、名城政英氏には、何事にもおいても偏見は持たず、高圧的にならず、また人間つきあいにおいても、公人としての認識を失うことなく、特に行政と契約案件が想定される個人、または団体との接触には慎重を期し瓜田李下にならないように、職責を誠心誠意を持って果たされますことを切望をして、私は同意第2号の原案に賛成をするものです。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第2号 副村長の選任について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号 副村長の選任については、同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

(休憩時刻10時54分)

再開します。

(再開時刻10時56分)

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第4回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時57分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員 (10番) 名 嘉 實

署名議員 (11番) 内 田 竹 保